

新居浜市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新居浜市広告事業実施要綱（平成19年新居浜市要綱第44号。以下「要綱」という。）及び新居浜市広告掲載基準（平成19年制定。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、新居浜市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「雑誌スポンサー制度」とは、広告を掲載する民間企業等（以下「スポンサー」という。）から提供された雑誌の最新号雑誌展示カバー（以下「雑誌カバー」という。）に当該スポンサーの広告を掲載し、新居浜市立図書館（以下「図書館」という。）が当該雑誌を閲覧に供する制度をいう。

(雑誌の選定)

第3条 スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストの中から提供する雑誌を選定するものとする。

(広告の範囲等)

第4条 掲載できる広告の範囲等については、要綱第4条の規定及び掲載基準の例による。

(広告の規格)

第5条 掲載する広告の規格及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 雑誌カバーの表面には、縦4センチメートル、横13センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色のスポンサー名を表示したラベルを雑誌カバーの底辺から4センチメートルまでの中央に貼付する。
- (2) 雑誌カバーの裏面には、雑誌カバーに収まるサイズで、スポンサーが作成した印刷の広告を掲載できるものとする。
- (3) 希望により、配布用の広告チラシを置く場所を提供する。

(広告の掲載期間等)

第6条 広告を掲載する期間は、原則として図書館が掲載を決定した月の翌日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、図書館またはスポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 雑誌スポンサー制度に申し込みをしようとする者（以下「申請者」という。）は、新居浜市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、掲示する広告を添付し、図書館へ持参または郵送で提出する。

2 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期の早いものを優先する。

(覚書)

第8条 申請者は、スポンサーに決定したときは、図書館と覚書を締結するものとする。

(雑誌の納入方法)

第9条 図書館に提供する雑誌は、スポンサーが指定する書店等が図書館へ納入するものとする。

2 前項の書店等は、雑誌の発売日の午前中に図書館に納入することが可能な書店とする。

(雑誌購入代金の支払方法)

第10条 図書館に提供する雑誌の購入費用は、スポンサーの全額負担とし、スポンサーが書店に直接支払うものとする。

(雑誌が休刊又は廃刊した場合の措置)

第11条 スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

新居浜市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

（あて先）新居浜市立図書館長

申込者 住所

会社名・団体名

代表者名 ⑩

新居浜市立図書館雑誌スポンサー制度要領の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

提供する期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで

提供を希望する雑誌名	提供を希望する雑誌名

表示スポンサー名を記入してください

実寸（縦4cm×横13cm以内）

担当者	部 署	
	職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

備考 掲載する広告がありましたら、添付してください。

覚 書

新居浜市立図書館(以下「甲」という。)と_____ (以下「乙」という。)
は、雑誌の提供に関し、次のとおり覚書を締結する。

(提供雑誌)

第1条 甲は乙から_____の雑誌の提供を受けるものとする。

2 提供する雑誌は、甲の選考基準に見合うものとする。

(広告掲載の内容)

第2条 甲は、乙から提供を受けた雑誌にカバーを掛けて、乙の広告を雑誌の裏面に掲載することができる。この場合、広告の内容等については事前に甲と協議するものとする。

(提供の期間)

第3条 甲が乙に対して提供する期間は原則1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲または乙のいずれからも解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(広告掲載の責務)

第4条 乙は、乙が掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申し立て、または損害賠償等の請求がなされた場合は、乙の責任及び負担で解決するものとする。

(協議)

第5条 本覚書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決をはかるものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 住 所 新居浜市北新町10番1号
新居浜市立図書館
館長 ⑩

乙 住 所

会社・団体名
代表者氏名 ⑩